

(様式A)

推 薦 書

平成 年 月 日

高等学校長 様

中学校名

校長氏名

職印

次の者は、貴校 科 への入学が適当と認められるので、推薦します。
コース

平成 年 月 日 卒業見込み

氏名

昭和 年 月 日生
平成

推薦理由

志望の動機、理由	
適性、興味・関心	
学業、文化・体育・ 生徒会活動等の状況	
所 見	

※ 学業、文化・体育・生徒会活動等の状況の欄には、本人の長所を具体的に記載すること。

(様式C)

推薦入学合格内定通知書

受検番号

出身中学校

氏 名

あなたは、平成 年度熊本県立 高等学校の
推薦入学を志願されましたが、選考の結果、
科
コースに合格が内定しましたので通知します。

平成 年 月 日

高等学校名

校長氏名

職印

**平成16年度熊本県立高等学校
中高一貫教育に係る入学者選抜実施要項**

1 実施する高等学校及び募集人員

連携型中高一貫教育を行う高等学校（県立小国高等学校、県立天草高等学校天草西校）で実施し、募集人員は当該高等学校の募集定員を上限とする。

2 出願資格

入学を志願できる者は、次の要件を満たす者とする。

- (1) 平成16年3月に、当該高等学校との間で連携型中高一貫教育を行っている中学校を卒業する見込みの者で、合格した場合必ず入学すること。
- (2) 中高一貫教育による中学校での学習を踏まえ、当該高等学校における学習に対する意欲と目的意識を持っていること。

3 入学者の選考

- (1) 入学者の選考は、中学校長から提出された書類、当該高等学校長が課した課題に対するレポート、面接及び作文等の結果を資料として行い、学力検査は実施しない。
なお、課題については、当該高等学校長は平成15年11月28日（金）までに、当該中学校長に通知する。
- (2) 選考基準は、当該高等学校長が定める。

4 出願期間

平成16年1月22日（木）から1月26日（月）までの間、毎日午前9時から午後4時までとする。ただし、土曜日及び日曜日には受付をしない。

5 出願手続

- (1) 出願に必要な書類等（下記の書類を出願時に一括して提出）
 - ア 入学願（「選抜要項」様式1に準拠して当該高等学校長が定めた入学願の左上肩に「中高一貫」と朱書する。）
 - イ 受検票（「選抜要項」様式2を用い、左上肩に「中高一貫」と朱書する。）
 - ウ 写真票（「選抜要項」様式3を用い、左上肩に「中高一貫」と朱書する。）
 - エ 調査書（「選抜要項」様式4）
 - オ 成績一覧表（「選抜要項」様式9を用い、当該教育事務所長等へ提出して審査を受けるものと同一のもの）
 - カ 当該高等学校長が課した課題に対するレポート
 - キ 入学者選抜手数料（2,200円）
- (2) 出願の制限
 - ア 出願先は、出身中学校との間で連携型中高一貫教育を行っている高等学校のみとする。
 - イ 熊本県立高等学校推薦入学者選抜との併願はできないものとする。

6 面接

面接は、出願者全員に対して、平成16年2月3日（火）に、出願した高等学校で「選抜要項」9の(2)に準じて行う。

7 作文

作文（400字・30分）は、出願者全員に対して、平成16年2月3日（火）に、出願した高等学校で行うことができる。

なお、作文の実施に当たっては、あらかじめ校内に作文委員会を設け、作文のテーマや実施方法等について十分検討するものとする。

8 選考結果の通知

選考結果は、平成16年2月10日（火）に、当該高等学校長から出願者の出身中学校長へ通知（様式D）するとともに、合格内定者に対しては中学校長をとおして本人へ通知（様式E）する。ただし、選考結果の通知書は、出願者の出身中学校長又は代理人へ手交することができる。

9 合格者の発表

平成16年3月16日（火）に、一般入学の合格者と同時に、出願した各高等学校において、受験番号で発表する。

10 不合格者の取扱い

選考の結果、不合格になった者は、改めて一般入学者選抜に出願することができる。

なお、同一の高等学校へ再び出願する場合は、出願に必要な書類のうち調査書を省略するものとする。

(様式E)

中高一貫教育に係る入学合格内定通知書

受 検 番 号

出 身 中 学 校

氏 名

あなたは、平成 年度熊本県立 高等学校の
中高一貫教育に係る入学を志願されましたが、選考の結果、
合格が内定しましたので通知します。

平成 年 月 日

高等学校名

校長氏名

職印

熊本県教育委員会告示第9号

「平成16年度熊本県立盲学校、聾学校及び養護学校高等部等入学者選抜要項」及び「平成16年度熊本県立ひのくに高等養護学校入学者選抜要項」を次のように定める。

平成15年11月5日

熊本県教育委員会委員長 岡 畑 寛

平成16年度

熊本県立盲学校、聾学校及び養護学校高等部等入学者選抜要項

1 目 的

この要項は、平成16年度熊本県立盲学校、聾学校及び養護学校高等部等入学者選抜に関し、必要な事項を定めることを目的とする。ただし、ひのくに高等養護学校入学者選抜については、別に要項を定める。

2 出願資格

入学を志願することができる者は、以下のとおりとする。

原則として学校教育法施行令第22条の3に示す障害（別表の区分）に該当し、かつ、次の各号の一に該当する者とする。

① 盲学校、聾学校及び養護学校中学部若しくは中学校を、平成16年3月に卒業する見込みの者、又は卒業した者

② 学校教育法施行規則第63条の各号の一に該当する者

なお、重複学級にあっては、当該学校対象の障害のある者で二つ以上の障害を併せ有し、原則として保護者等による送迎が可能な者、訪問教育にあっては、原則として養護学校中学部（訪問教育）を卒業する見込みの者、又は卒業した者で、保護者とともに本県に在住し、かつ学校から訪問可能な距離の者

3 入学者選抜実施学校及び定員

入学者選抜を実施する学校は別表のとおりとする。なお、募集定員は、別途定める。

4 入学者選抜の方法

(1) 入学者の選抜は、出願者の出身学校の校長から提出された調査書等の書類及び選抜のための諸検査等の結果を資料として、各学校高等部の教育に対する適性について判定し、出願先の学校の校長が行う。ただし、訪問教育にあっては、出願者の出身学校の校長から提出された入学願と調査書による書類選考とする。

(2) 入学願及び調査書等の提出書類に虚偽の事実を発見した場合は、合格発表後であっても、その合格を取り消す。

5 出願期間

(1) 出願期間は、平成16年2月12日（木）から2月17日（火）までの間、毎日午前9時から午後4時までとし、最終日は正午までとする。ただし、土曜日及び日曜日には受付をしない。

なお、郵送による場合は、2月16日（月）までの消印のあるものに限り受け付ける。

(2) 上記にかかわらず、県外から転勤等正当な理由によって、入学式当日までに保護者とともに確実に転居し、入学後も通学が可能な場合は、特例として平成16年2月24日(火)から3月2日(火)午後4時まで受け付ける。ただし、土曜日及び日曜日には受付をしない。

なお、この場合、やむを得ない事情のため平成16年2月17日(火)までに出席できなかったことを証明する書類を添付すること。

6 出願手続

(1) 入学願(様式1に準拠して各学校の校長が定める。)、受検票(様式2)、写真票(様式3)に、その他志願先の学校の校長が必要とする書類を添え、出身学校の校長を経て志願先の学校の校長に提出する。入学者選抜手数料は無料とする。

(2) 出願は、1校限りとする。いったん入学願を提出した後は、(3)及び次項7の「出願変更」の場合を除き、どのような変更(出願期間内に、ある学校への出願を取り消して別の学校へ出願することも含む。)も認めない。

(3) 出願取消しの場合は、平成16年2月24日(火)以後に、本人、保護者及び出身学校の校長連署のうえ、文書で出願先の学校の校長に届け出なければならない。

7 出願変更

(1) 出願した学校を変更したい者は、1回に限り変更することができる。

(2) 変更期間は、平成16年2月18日(水)から2月23日(月)までとし、この期間に出願変更の手続きを全て完了するものとする。受付時間は、午前9時から午後4時までとし、最終日は正午までとする。ただし、土曜日及び日曜日には受付をしない。

なお、郵送による出願変更は受け付けない。

(3) 出願変更の手続きは、次のとおりとする。

ア 出願変更したい者は、出身学校の校長を経て出願した学校の校長に、「出願変更願(甲)」(様式4)、「出願変更願(乙)」(様式5)と先に交付された受検票を提出し、所定の欄に証明を受けた「出願変更願(乙)」と先に提出した入学願、写真票を受け取る。(「出願変更願(甲)」及び受検票は、出願変更前の学校で保存する。)

イ 受け取った「出願変更願(乙)」に、新たに作成した入学願、受検票、写真票を添付し、出身学校の校長を経て、出願変更先の学校の校長に提出し、受検票の交付を受ける。

8 入学願、調査書の作成・提出

(1) 入学願の作成

入学願記載事項の証明に当たっては、出身学校の校長は、厳正な調査に基づいて責任ある証明をしなければならない。

(2) 調査書の作成

出身学校の校長は、調査書(志願先の学校の校長が定める様式)を作成する。

なお、調査書は、生徒指導要録に基づいて厳正かつ記載不備のないように作成しなければならない。

(3) 調査書の提出

出身学校の校長は、調査書を前記5で示した「出願期間」に、志願先の学校の校長に提出する。

9 検査

(1) 検査

検査の内容については、出願先の学校の校長が定めたものによる。

(2) 検査期日・日程

ア 期日は、平成16年3月9日（火）の1日、又は平成16年3月9日（火）及び10日（水）の2日間とする。

なお、訪問教育にあつては、検査日は設けない。

イ 日程については、出願先の学校の校長が定める。

(3) 検査場

検査場は、出願先の学校とする。

(4) 検査の実施

ア 検査場の責任者は、当該学校の校長とする。

イ 校長は、実施要領を定め、当該学校の教職員を指揮して検査を実施する。

(5) その他

出願の手続きをした者が、検査当日に病気その他やむを得ない事情のため欠席し、その理由が出身学校の校長によって証明された者については、出願先の学校の校長は、この検査等に代わる他の適当な措置を講ずることができる。

10 面接及び健康診断

(1) 出願先の学校の校長は、必要に応じて検査日に受検者本人（保護者同伴も可）に対して面接を行うことができる。面接に当たっては、公正かつ円滑に行われるようあらかじめ校内に面接委員会を設け、面接方法・質問事項等について十分検討するものとする。

(2) 出願先の学校の校長は、調査書等の健康に関することで、より精密な検査を必要と認める場合には、学校医又は公立保健所による検査を求めることができる。

11 海外帰国生徒等の取扱い

校長は、海外帰国生徒及び中国等帰国生徒が志願する場合は、県教育委員会の承認を受けて、選抜に当たって特別の配慮をすることができる。

12 合格者の発表

(1) 発表の日は、平成16年3月16日（火）とする。

(2) 出願した各学校において、受検番号で発表する。

13 二次募集

(1) 実施校

合格者数が募集定員に満たない学校、学科においては、二次募集を実施するものとする。

(2) 募集人員

募集定員から合格者を減じた人数。

(3) 出願資格

二次募集に出願できる者は、平成16年度熊本県立高等学校入学者選抜学力検査及び熊本県立盲学校、聾学校及び養護学校高等部入学者選抜検査（以下「本検査」という。）を受検した者で、出願時において、いずれの高等学校又は盲学校、聾学校及び養護学校高等部（大学入学資格が付与されている専修学校高等課程の学科を含む。）にも合格していない者とする。

なお、いったんいずれかの高等学校又は盲学校、聾学校及び養護学校高等部（高等養護学校も含む。）に合格した者は、その後の手続きの有無にかかわらず出願できない。

(4) 出願期間

出願期間は、平成16年3月17日（水）から3月19日（金）までの間、毎日午前9時から午後4時までとする。

なお、郵送により出願する場合は、出願者の住所・氏名を記入し、80円切手を貼った返信用封筒（定型）を同封のうえ、3月18日（木）までの消印となるよう投函すること。

(5) 入学者選抜の方法

ア 入学者の選抜は、調査書、本検査の結果等を資料として、各学校高等部の教育に対する適性について判定し、出願先の学校の校長が行う。

イ 二次募集を実施する学校の校長は、出願者に対して、平成16年3月23日（火）に当該の学校で検査及び10の（1）に準じて面接を実施することができる。

なお、志願者は検査及び面接の有無について二次募集受付票で確認するとともに、検査及び面接が実施される場合は、検査及び面接時に二次募集受付票を持参すること。

ウ 入学願に虚偽の事実を発見した場合は、合格発表後であってもその合格を取り消す。

(6) 出願手続

ア 二次募集の志願者は、入学願（二次募集）（様式6）を、出身学校の校長を経て、志願先の学校の校長に提出（出願期間内に必着すること。）し、二次募集受付票（様式7）を受領する。

イ 出願は、1校1学科限りとする。

ウ 出身学校の校長は、当該志願者が本検査を受検した県立学校の校長に、検査成績証明書等送付願（様式8）を提出する（出願期間内に必着すること）。

エ 上記アにおいて、郵送により提出する場合は、出身学校の校長及び志願先の学